

タルデュー・プランの崩壊と小協商

坂 本 清

はじめに

一九三二年三月にフランス首相兼外相タルデュー・Tardieu によって提議されたドナウ地域の経済再建築案、いわゆるタルデュー・プランは、経済再建をめぐる恐慌期の外交の中でも、ひとつのクライマックスとして位置づけられる。これまでは、このプランの失敗がもつ政治的意味が必ずしも明らかにはされぬまま、単なるエピソードとしてその重要性が見過ごされがちであったように思われる。しかしながら、タルデュー・プランの崩壊は、南東欧諸国が三〇年代にドイツに対する経済的依存度を著しく高めていき、やがてはドイツの影響下に陥っていくという過程の中では、ひとつの分岐点をなすものであ

り、また、ある意味では、小協商が三〇年代に内部から弱体化していく起点でもあった。本稿は、こうした観点に立って、チェコ外相ベネシュ・Benes の外交的イニシアチヴを中心に、タルデュー・プランの作成に至るまでの経緯とプランに対する関係各国の対応を検討し、タルデュー・プランの失敗が小協商にとってもつた意味を論じようとするものである。この小論は、一次資料に關しては補足的に用いるにすぎないが、東欧諸国の諸業績を踏まえて従来の研究を論じた点で、恐慌期国際政治史の研究に若干の貢献をなしうると考える。⁽¹⁾

一 チェコとドナウ諸国間交渉の展開

東欧の諸小国は、第一次大戦後、ほぼ、外国からの投

資と金融的援助に頼りつつ貿易に依存するという形で国民経済の安定と発展を図っていたが、貿易障壁の増大、国際競争力の欠如、市場獲得の困難さなど、様々な原因により、二〇年代を通じて十分な経済発展を遂げられぬまま、二〇年代後半、穀物価格の下落による農業恐慌をむかえ、次いで大恐慌に直面した。⁽²⁾大恐慌期には、経済的再建の試みがドナウ地域で展開されるが、危機に陥った南東欧諸国に対して、余剰農産物を吸収できる潜在力をもつドイツは、政治目的を優先して南東欧への経済的膨張志向を明確に打ち出している。⁽³⁾この端的な例が、一九三一年三月の独塊関税同盟の締結であった。この事件は、チェコやフランスの強い反発をまねき、同年九月には完全に放棄されるが、独塊関税同盟問題と金融恐慌がひとつの契機になって、経済問題をめぐるドナウ諸国間交渉は活発化していくことになる。以下では、タルデュー・プランの前史として、ドナウの経済外交をチェコの動きを中心に概観してみる。独塊関税同盟問題で揺れるヨーロッパ情勢の中で、ハンガリーやオーストリアの動向は、とりわけチェコやフランスにとっては重要な意味をもった。ハンガリーは、農産物価格の下落と輸出不振

に苦しむさなか、一九三一年五月のオーストリア最大の銀行クレディット・アンシュタルトの破産の煽りをうけ、オーストリアと同様、金融危機に陥ることになるが、ハンガリーが政治的支援で頼みとしているイタリア、イギリス、ドイツには、ハンガリーに経済的援助を与える余裕はなかった。これに対して、その金融力を政治的に利用できるフランスは、ハンガリーに借金を供与する代償として外交面での譲歩を要求したのであった。この背後には、チェコの働きかけもあった。⁽⁴⁾ドナウ地域におけるこうしたフランスの影響力の増大は、ハンガリーの外交姿勢に一定の影響を及ぼすことになった。一九三一年八月中旬には、フランスがハンガリーに対し五百万ポンドの借金を供与することが二国間で合意され、八月一日にはイギリス志向の強いと目されるベトレン I. Bethlen に代り、より親仏的とされるカローイ G. Károlyi が首相になった。⁽⁵⁾カローイ政権の登場は、ハンガリーと小協商間の政治的緊張の一定の緩和につながる。まず、これは、チェコとハンガリーの関係改善に表れている。チェコとハンガリー間では、通商条約が一九三〇年末に失効したまま新たな通商条約が成立せず、二国間の関係が悪

化していたが、八月、フランスとハンガリー関係の改善とともに、通商問題をめぐる交渉が再開される運びとなり、フランス公使の臨席のもとでチェコの保養地リラフエレットでまず交渉がなされた。九月には、ジュネーヴで両国の代表が会談し、一〇月、木材と豚の輸入問題で部分的合意が成立した。両国間の交渉は、その後も非公式なレベルで続けられ、十一月末には、中欧協力の提唱者であったハンガリーのハントシュ E. Hanos 教授がブラハを訪問、ベネシユらと交渉した。また、十二月中旬には、ハンガリー政府特使グラーツ G. Glatz がチェコを訪れ、ベネシユ外相と会談した。さらに、ハンガリー議会でも、隣国、とくにチェコとの関係改善を要望する発言が出はじめた。⁽⁶⁾このように二国間の関係改善の試みは進展しつつあったが、これは、あくまでも限定的なものであった。ハンガリー側は一定の留保のもとに非公式なレベルでだけチェコと交渉を行ったのであり、この交渉はフランスの圧力に対する護歩という意味合いも大きかった。こうした意味においてチェコはハンガリー間には「改善された友好の雰囲気」が存在していたのである。

しかしながら、ハンガリーとの関係改善はチェコにとっては少なからぬ意義をもっていた。ベネシユの政治的意図は、諸大国の直接参加を排除した形で、小協商とハンガリー、オーストリアとの経済協力を進めることであったが、ここには、ドイツのドナウ地域に対する影響力の増大を阻む目的に加えて、ユーゴスラヴィアとルーマニアに対しドイツに代わる経済協力の基盤を与える目的があったのである。⁽⁸⁾こうした考慮から、限定的なものであれハンガリーやオーストリアとの関係調整はチェコにとっては大きな意義があった。一九三一年一二月、ベネシユは、ハンガリー特使グラーツとの会談で、チェコ、ハンガリー、オーストリア三国による経済連邦案を提議したが、この際、ベネシユは、「小協商は、ハンガリーに対抗する目的で形成されたのではなく、チェコ、ルーマニア、ユーゴスラヴィアとそれぞれ対立する関係にあるドイツ、ソ連、イタリアという大国が中欧に介入して、この地域を紛争の対象とすることを阻止するために形成されたのである」と述べた。⁽⁹⁾事実を歪曲したこうした説明や経済連邦案の提議自体が、独逸関税同盟問題に対処する意味から、ベネシユが従来以上にハンガリーを重視

しだしたことを示していた。実際、ベネシユは、一九三一年秋には、チエコⅡハンガリーⅡオーストリア三国による経済ブロックの形成を志向しており、これを基礎としてルーマニアとユーゴスラヴィアの加入を図ることで広汎な中欧の経済提携を実現することを目論んでいたのである。しかしながら、この場合、彼は、フランスが提唱したチエコⅡハンガリーⅡオーストリア三国による関税同盟には反対であった。従来から、小協商諸国は、関税同盟は政治的意味合いが強いため主権の侵害につながるおそれがあるとして関税同盟には反対する立場をとってきたといういきさつがあり、また、ベネシユ自身も、チエコⅡハンガリーⅡオーストリア三国による関税同盟は小協商の崩壊につながるという認識をもっていた。⁽¹⁰⁾

オーストリア問題でも、ベネシユは、こうした関税同盟への否定的評価と警戒心から、独逸関税同盟が問題になっていた一九三一年夏には、オーストリアとは一定の距離を置き、冷ややかな態度をとっていた。しかし、一方で、彼は、外交の窓口を通じて、オーストリアの永世中立化構想を示してオーストリアに働きかけることを忘れなかった。⁽¹¹⁾ また、経済面では、チエコ側が、七月、オ

ーストリアに有利な付帯条項をそれまでの通商条約に加えることで、オーストリアの経済状態への配慮を行っている。そして、独逸関税同盟が放棄された秋以降、ベネシユは、オーストリアに対しても、チエコⅡハンガリーⅡオーストリア三国の経済提携案を示し、対ハンガリー交渉と並行した形で働きかけを行った。⁽¹²⁾

このように、ハンガリーやオーストリアへ働きかける一方で、ベネシユは、小協商、とくに同盟国ユーゴスラヴィアへも配慮を示した。ユーゴスラヴィア側は、グラーツのプラハ訪問の結果に危惧の念を抱いていたが、これに対し、ベネシユは、「グラーツはチエコ、ハンガリー、オーストリアの経済同盟を提案したが、チエコは小協商全体とハンガリーとの合意を主張し、最終的合意に至るまで小協商Ⅱハンガリー関係が誠意に基づいた正常なものであるよう要望した」と伝えて、ユーゴスラヴィア側の危惧を緩和するよう努めたのである。⁽¹³⁾

一九三一年末から一九三二年初頭にかけては、全般的にみても、小協商Ⅱハンガリー関係には一定の改善がみられたが、これは、深刻な経済危機という特別な状況下で、経済問題の解決が緊急の課題となった結果にほかな

らず、関係改善とはいってもあくまでも限定的なものであった点に留意する必要がある。ハンガリー外交が完全に転換したわけではなく、依然、イタリアとの関係がハンガリーの対外関係の支柱として存在していた。事実、このことは、チェコ・ハンガリー間の経済協力交渉の最中にベトレンがとった行動に表れていた。内閣崩壊後閣外に出ていたベトレンは、ベネシュの中欧経済協力構想に反対して、政治問題が未解決である限り、チェコとハンガリーの接近は問題外であると言明していたが、一九三二年一月には、ムッソリーニ B. Mussolini と交渉を行うためにローマへ向かった。この問題に関して、ハンガリーのヴァルコー外相 L. Valkó は、いかなる政治家にも外国訪問を勧めたことはない⁽¹⁵⁾と釈明して政府の関与を否定せざるをえなかったが、ベトレンのローマ訪問は、非公式なレベルで、中欧経済協力の交渉とこれに反対する外交を同時に行っていたことを示していた。⁽¹⁶⁾こうしたハンガリーの二重外交は、対仏、対伊政策にもみられた。ハンガリーは、フランスに援助を求める一方、イタリアとの関係弱화를望まなかった。ハンガリーは、「フランスからは金融的援助を、イタリアからは修正主

義を」求める政策をとっていたのである。⁽¹⁷⁾

ハンガリーが中欧の経済協力問題でいかなる政策をとるか、結局のところ、イタリアの出方に深く関わっていた。チェコやフランスは、中欧問題での合意成立に関して、イタリアがもつ重要性をはっきり認識していた。チェコは、中欧での経済協力を推進するうえで、イタリアの了解が不可欠であると考え、一九三一年末から一九三二年初めにかけて、ブラハ駐在のイタリア公使を通じてイタリアの出方を窺っている。外交の窓口を通じての交渉で、イタリア側は、イタリアが中欧での広汎な経済協力に反対しないこと、および、フランスとの協力にも一定の関心をもっていることを示したが、イタリアが除外されたヨーロッパの経済協力案には断固として反対するという立場を再三強調した。こうして、小国間で協定を結ぶというチェコの提案は、イタリアの拒否にあうことになるが、チェコ側は、独逸のアンシュルスに反対することでの利害の一致を背景に、イタリアの姿勢に影響を与えることができると計算していた。⁽¹⁷⁾

中欧の経済問題をめぐる以上のようなドナウ諸国間の動きは、チェコ外相ベネシュの構想からタルデュー・プ

ランにつながっていく過程として把握できる。

二 経済的再建問題をめぐるジュネーヴ協議

ドナウ諸国間の経済交渉の展開とドナウにおける経済危機の深まりを背景に、一九三二年一月、従来からドナウへの利害の少ないイギリスが提議したドナウ関税同盟案が失敗した後、ドナウ経済の再建問題を図る機会が一九三二年二月にやってくる。一九三二年二月初めに幕を開けたジュネーヴ軍縮会議は、チェコとフランスがドナウ経済の再建問題で話し合う機会を提供するものであった。ジュネーヴでの協議で、チェコは、フランスに対し、小協商側の基本的要求を示した。二月一七日、軍縮会議フランス代表マシーリ R. Massigli との会談で、ペネシュは、「我々ドナウ諸国は、合意されたプランに従って行動しなければならぬ。我々の間だけでまず交渉を重ねて協定を結び、協定成立後に我々が諸大国と協定を結ぶという原則に、フランスとイタリヤは、イギリスの同意を得たうえで合意しなければならぬ」と主張した。⁽¹⁸⁾これは、具体的プランというより交渉を進めるうえででの原則にすぎなかった。この時期、経済再建問題を

めぐっては、対ハンガリー、オーストリア政策にみられるように、小協商各国が独自に対応する面が目立った。

また、小協商の内部でも、中欧の経済再建案の具体化は必ずしも進んでいなかった⁽¹⁹⁾のである。そこで、チェコは、フランスの原則的合意をとりつける一方、ドナウの経済再建問題に関して小協商の一致した見解を打ち出すために小協商三国間で意見調整を行った。こうした目的で行われた二月一七日のジュネーヴにおける小協商三国の外相会談では、次のような合意が成立した。

一、小協商は、ハンガリー、オーストリアを対象とした中欧諸国間の経済的接近に関しては、一致した行動をとる。

二、戦術的観点からみて、ハンガリーから交渉を開始する必要がある。チェコとハンガリーとの間で条約が調印された際には、小協商とハンガリーとの間で交渉を行うことができるであろう。そのためにはまず、チェコの農業を保護する目的で、チェコ国内で小麦の独占組織を前もって創設することが必要である。

三、我々は、工業においても農業においても特恵の付与による解決策を原則的に支持する。そして、中欧諸国

が可能な限り他国に対して統一した行動をとりつつ経済ブロックを形成していくものとする。

四、ユーゴスラヴィアは、同国がオーストリア、チェコ二国全体との間にもつ關係以上に緊密な通商關係をイタリヤとの間にもっているので、ユーゴスラヴィアの特別な利害が尊重されなければならない。しかし、このことは、工業部門でドイツやイタリヤが中欧諸国と協力することを妨げるものではない。チェコやオーストリアが、経済ブロック全体の需要を満たすだけの生産ができないことからみてもなおさらそうである。

五、こうした試みが、ハンガリーと成功裡に協定を結ぶ唯一の方法であると我々は信じる。

六、こうした趣旨で、各国は、帰国後すぐに、専門家を交えて草案の作成に着手し、作成後は外交の窓口を通じて小協商諸国がとるべき行動の指針についての意見交換を行う。

七、いかなる交渉にせよ、交渉をヨーロッパ委員会や国際連盟事務局で行うことは、時期尚早であると考える。我々は、ベネシユ氏がフランスに説明した行動方針、すなわち、諸大国は我々が交渉を行うことに同意を示すが、

交渉自体は我々の間だけに限るといふ行動方針に従うことにする。協定が成立した際には、我々は、大国に自らの見解を知らせる。⁽²⁰⁾

これらの合意は、チェコ、フランスの基本的立場ばかりでなく、会談に出席したユーゴスラヴィア外相マリンコヴィッチ V. Marinković、ルーマニア外相ギカ D. Ghika の要求を考慮した結果、成立したものであった。

このように、小協商諸国は一致した政策を打ち出すことに成功するが、それぞれの国の動機は異なっていた。ルーマニア、ユーゴスラヴィアが主に経済的動機からこの問題を見ていたのに対して、チェコの動機は政治的なものだった。すでに触れたように、チェコは、独逸関税同盟が明らかになって以降、ドイツのドナウ地域への影響力の増大を阻止する目的で、対ハンガリー、対オーストリア交渉を積極化し、小協商の強化を狙った。ここには、また、ドナウ諸国の経済的困難の原因は、オーストリア⁽²¹⁾ハンガリー帝国の崩壊であるという批判に対して、継承諸国による中欧の安定が実現可能であり、継承諸国は西欧諸国の支持に値するものであるということを示す目的もあった。しかし、一方で、チェコは、ルーマニア

やユーゴスラヴィアが程度の差こそあれドイツやイタリアに経済的には依存せざるをえないという現実を充分に認識していた。そこで、チェコは、ドイツ、イタリアの排除ではなく、経済関係を維持しつつ、その貿易量を漸減させることをめざした。これは、具体的には、小協商とハンガリー、オーストリアの経済ブロックを創設することでドイツ、イタリアとの貿易関係をブロック内で自給できないもののできる限り抑制しようとするものだった。⁽²²⁾しかし、このためには、フランスに多くを期待しなければならなかった。

三 タルデュー・プランの提議

軍縮会議の機会にドナウの経済問題に関する意見調整が行われる中で、フランス首相兼外相タルデュー⁽²³⁾にイニシアチヴを取らせた直接の契機となったものは、オーストリアにおける経済危機の深化であった。二月一六日、オーストリア首相ブレシユ K. Buresch は、諸大国のウィーン公使に対し、オーストリアの窮状を訴え、オーストリアの輸出振興を図るため、諸大国が早急にオーストリアへの援助策を検討するように要請した。⁽²⁴⁾これを受け

て、タルデューは、イタリア外相グランディ D. Grandi やイギリス外相サイモン J. Simon とも会談を重ねた。

次いで、二月二九日、タルデューは、ジュネーヴにおけるベネシユとの会談で、中欧の経済問題に関しての特別な覚書を英伊両政府に対して送る意向であることをベネシユに伝えた。⁽²⁵⁾そして、フランス政府は、三月三日、英伊両政府に対して、また、やや遅れてドイツに対して、中欧の経済的再建に関しての覚書を送るのである。タルデュー・プランと呼ばれるこの覚書は、小協商三国とオーストリア、ハンガリーの五カ国が相互に関税を一〇パーセント引き下げること、ドイツ、イタリアはドナウの農産物に特惠を付与すること、国際借款によってドナウ地域の通貨を支持することを提案しており、ドナウ諸国の主権を侵害する経済組織を避けてこれら諸国の主権を堅持し、ドナウの五カ国以外の国がすすんで最惠国条款を放棄するといふものであった。⁽²⁶⁾これは、まさにベネシユが長い間提唱してきたものにほかならなかった。三月六日、ジュネーヴからチェコ首相ウドゥルジャル H. Drazal にあてた電報で、ベネシユは次のように述べている。

一、先週、タルデューとサイモンは、今が、中欧の全般的問題に関して大國間で合意を成立させるのに適当な時期であるという私の見解に同意した。また、グランデイは、この問題で一致した協定が成立するのであれば、イタリアはこの問題の解決には反対しないと私に言明した。私とタルデューやサイモンとの会談は私に何ら義務を負わせるものではなかった。

二、タルデューとサイモンに伝えた我々の原則は次の通りである。

- (一)、国家的権利をもつ共同の政治組織が中欧の諸國によって形成されることを承認しない。
- (二)、関税同盟を承認しない。
- (三)、ルーマニアやユーゴスラヴィアを排除したいかなる共同行動もとらない。
- (四)、目下のところ、諸大國が関与せずに中欧諸國だけで決定される諸条件による特惠システムしか考慮することはできない。
- (五)、大國が直接参加することを承認しない。
- (六)、相互の制度に関する五カ國の協定が成立した際には、ドイツやイタリアと最惠国条款の問題で

協議を重ね、必要な制限を設けることを考慮する用意がある。

三、タルデューは私と合意した後、右のような趣旨を踏まえて覚書を作成し、金曜日にはイギリスとイタリアに、土曜日にはドイツにそれぞれ覚書を渡した。これは、彼がとくに、我々がまず我々の間で協定を結び、いかなる他國の介入も承認しないという私の主張を考慮したのである。⁽²⁷⁾

このような報告をした後で、ベネシユは次にとるべき行動について触れ、「小協商諸國間には問題の細部に関する合意が存在せず、また、我が國においても見解の相違が存在していることから、公式の交渉はすべて拒否するものとする」と言明している。⁽²⁸⁾長年、ドナウ地域の政治的・経済的再建に取り組んできたベネシユは、ドナウ地域で包括的プランを一举に実現することの困難さをよく認識していたのである。したがって、ベネシユは三月のうちは、英独仏伊四國の出方を注意深く窺いながら、小協商三國のとるべき行動については、小協商三國間で意見調整を図って慎重に対応していった。しかし、表面上はこうした慎重な姿勢を維持しつづけたにせよ、タル

デュー・プランは、そもそもはチェコの提案に応じてフランスが自ら検討を重ね、イニシアチヴを發揮したものであった。三月一〇日、チェコ外務省のクロフタKroftaは、外務省内で次のように言明していた。

実を言うと、タルデュー・プランは我々のプラン、すなわちベネシユ外相のプランなのである。このプランの重要な原則は、いかなる大国の干渉も排して我々の間でだけ我々五カ国の協力を成し遂げることである。⁽²⁹⁾

タルデュー・プランは、ドナウ五カ国をひとつの経済単位と扱う点では、ベネシユが従来からめざしてきたものにはかならなかつた。このプランを實現するには、少なからぬ障害があつたが、ドナウ諸国の経済的危機が深刻化し、同時にドナウ諸国間で経済交渉が進む中で、イギリスが関税同盟案の失敗によってフランスの立場に歩み寄つたこと、さらには、ドナウ問題が、賠償問題や軍縮問題というヨーロッパ国際政治の主要問題を解決する障害になつてはならないという考慮が一部政府当局者に働いていたことなど、何らかの協定が成立しうるいくつかの好条件がそろつているように思われた。しかしながら、このような包括的な企図も、すぐに頓挫をきたすこ

とになる。

四 タルデュー・プランと各国の対応

タルデュー・プランに対する各国の反応は、おおむね否定的なものであつた。諸大国の中でとくにタルデュー・プランに対して不安を抱いたのは、ドイツであつた。ドイツは、同プランの提議に先立つジュネーヴでの英仏伊三国の協議に関わつていなかったばかりか、同プランに関する情報が新聞で公表された後で、正式に知らされた。それだけに、フランスへの不信感がいっそう強かつた。⁽³⁰⁾ フランスは、当初、英仏伊三国の合意をめざしていたが、ドイツは、フランスの政治的意図を見抜き、すぐにこの提案を葬り去ることにした。ドイツは、まず、公然と独仏対立をまねかぬように、イタリアとの一致点を求めることにする。外交の窓口を通して行われた交渉の結果、独伊間には意見の一致せぬ諸問題が存在したにもかかわらず、タルデュー・プランに反対することでは簡単に意見が一致した。⁽³¹⁾ 二国ともドナウの市場で経済的に不利になる事態を容認できなかったからである。さらに、タルデュー・プランの實現によってドナウ諸国間の特恵

協定が成立すれば、ドイツが経済進出をドナウで図ることが非常に困難になると予想された。そこで、ドイツはイタリアとの意見調整を図った後で、新たな手段を講じた。三月一二日、ドイツは、ルーマニア政府に対し、一九三一年六月に実質的に合意していた、ドイツ側からの特惠付与を含む通商協定の暫定的適用を提案した。これに対し、フランスは、ドイツのこの措置はタルデュー・プランを葬るための策略であると危惧を示した。結局、ドイツの提案は、ルーマニアがフランスの態度を考慮して条約の適用を延期する措置に出たため実現しなかった⁽³²⁾。こうした中で三月一五日、ドイツは正式にフランス政府に回答を送った。この回答の内容は、もちろんタルデュー・プランを拒否するものであったが、経済的援助が必要な国としてまずハンガリーとオーストリアを挙げるとともに、中欧の問題についてはまず大國間で合意し、その後ドナウ諸國へ大國間で決定された合意を提案し、ドナウ諸國も含めて共同で交渉する、という交渉手順を提案していた⁽³³⁾。この提案の裏には、ドナウの小國間でまず交渉を行い、合意が成立した後で大國間の交渉を行うという交渉手順がもつ政治的意味合いを骨抜きにしよう

とする意図があったと考えられる。

一方、イタリアは、諸大國の中で最も早く回答をフランス政府に伝えた。三月七日にフランス政府にあてた回答で、タルデュー・プランに反対するとともに、ハンガリーとオーストリアにフランスが政治的影響力を行使せぬように要請していた⁽³⁴⁾。

これに対し、ハンガリーをはじめ小國は慎重な対応をみせた。イタリア政府がタルデュー・プランへの正式回答を出したのと同じ三月七日、ハンガリー外相ヴァルコがタルデュー・プランについて協議を重ねるため、ローマを訪問した。この際、ハンガリーは、イタリアと輸出振興条約を締結したが、金融的援助の面では、イタリアに多くを期待することはできなかった。ハンガリーは、フランスの信用供与に期待してタルデュー・プランに慎重に対応せざるをえなかった。ハンガリーは、タルデュー・プランに対し政治的な留保を表明していたが、このプランは経済的には一定の利益をもたらすものであった。なぜなら、ドナウ地域の農産物に対する特惠の付与は、ハンガリーの農産物の市場を拡大するとともに商品流通を活発化するものであったからである。しかし、こうし

た経済的利益が期待できるにせよ、ハンガリー側には政治問題で譲歩する意志はなかった。⁽³⁵⁾

他のドナウ諸国の対応をみても懐疑的ともいえるほどの慎重さがあつた。オーストリア政府はドイツを除外した交渉には消極的姿勢を示したが、オーストリアの工業界はドイツからの特惠付与をもっぱら期待していた。しかし、その一方で農業利益を代表する勢力はタルデュー・ブランに強く反対していた。⁽³⁶⁾

オーストリアの農業保護勢力と同様、チェコ農民党のタルデュー・ブランへの反対も強かつた。ベネシユ外相は、チェコの最大政党農民党の指導者でもあるウドゥルジャル首相に、農民党の利益を擁護する約束をしたが、農民党はなおも反対し、議会で交渉を逐次知らせるように要求したのである。こうした事情から、三月二二日におけるチェコ上・下院外交委員会でのベネシユの演説には歯切れの悪さが目立った。ベネシユは、演説で、国内の障害を指摘しつつも中欧での協力の用意を述べた。また、タルデュー・ブランの実現に際し政治的意図が入りこむ余地はないと主張し、フランスを範として他の大国もドナウ地域で公正な態度をとるよう求めた。同時に、

ドイツについては批判しつつもイタリアに対しては一定の配慮を表明していた。⁽³⁸⁾

ルーマニアやユーゴスラヴィアの姿勢にも日和見主義的な側面がみられた。二国ともチェコの利己的な経済政策には憤りを感じており、ドイツ、イタリアへの農産物輸出に大きな関心があつた。したがって、ドイツやイタリアがタルデュー・ブランに乗ってこない限りはこのプランに対する関心はあまりなかつた。しかし、チェコとの政治的提携を維持するという配慮と、フランスからの金融的援助に対する期待から、ルーマニア、ユーゴスラヴィアとも慎重な姿勢をとり続けた。ルーマニアでは、ティトゥレスク N. Titulescu をはじめとした政治提携を重視する勢力と、ドイツ市場に代わりうる市場はドナウ諸国の協力によっては望めないとして経済利益を重視する勢力とが対立し、外交においてひとつの一貫した路線を維持することは困難であつた。ユーゴスラヴィアでは、マリニコヴィッチ外相がタルデュー・ブランを支持する立場をとつたが、政府や世論にそれほど明確な姿勢がみられたわけではなかつた。さらに、ユーゴスラヴィアの経済界では経済的困難の克服はドイツやイタリアと

の密接な協力によってはじめて可能であるという考え方が主流であった。⁽³⁹⁾このように、国内的にみると、小協商諸国だけみても、タルデュー・プランを全面的に支持する国はなく、外交指導者がタルデュー・プランに政治的意義を見出しただけであった。したがって、外交指導者も国内的制約と諸大国の姿勢を考慮して独自の行動がとれなかったのである。

ベネシユ外相は、諸大国のタルデュー・プランに対する姿勢が明らかにした後、自己の意図していた、小国だけによる交渉をまずは優先するという交渉手順が等閑に付され、フランスがドイツやイタリアと直接取引をすることを警戒した。ベネシユは、三月末、フランス政府に対し、チェコや小協商の合意なしに中欧問題でドイツ、イタリア、イギリスと交渉をもたぬよう警告した。⁽⁴⁰⁾

五 ロンドン四大国会議の開催

ドナウ問題に関する大国間の協議が小国を抜きにして行われることへのベネシユの危惧は、現実のものとなっていた。以下では、その経緯をみている。イギリスは、元来、中欧においては関税同盟を望んでいたが、一月に

自らが提案したドナウ関税同盟案が失敗した後、関税同盟を実現することの困難さを認識した。その結果、イギリス外務省は、ドナウ地域の特恵関税制度を主張するフランスの立場に歩みよることになる。しかし、イギリス政府全体がこうした方向に傾いていたわけではなかった。したがって、タルデュー・プランに対して、イギリスは当初消極的姿勢をとったのである。しかし、サイモン外相は、マクドナルド Dr. MacDonald の留保にもかかわらず、対仏交渉を行うことに関心があった。こうした意図から、サイモン外相は三月一二日、ブリアンの葬儀の折りにタルデューと交渉し、意見調整を行った。そして、三月二六日、イギリス政府はタルデュー・プランについて英仏独伊四大国で協議を重ねたいという意向を各国政府に伝えた。⁽⁴¹⁾このようにして、ロンドン四大国会議が決定されるが、フランス首相タルデューは、予定された四大国会議の二日前にロンドンを訪問し、マクドナルド首相と会見した。イギリスの金融界の利害はハンガリーとオーストリアに集中しており、イギリスは二国に供与した資金の保全に関心があった。こうしたイギリスの立場を考慮したうえで、タルデューはマクドナルド首相に対

し、交渉の経緯を諸大国に伝えながら小国間で交渉を行うこと、最惠国条款の放棄に最終的には賛同すること、ドナウ諸国への金融的援助に先立って大規模な金融改革がまずなされねばならないこと、厳しい金融的管理のもとではじめて中欧問題での協定が結ばれるべきこと、以上の四点を主張した。これに対し、マクドナルドは、ドイツとイタリアが反対しないことを条件にタルデューの主張を受け入れた。しかし、タルデューが求めたドナウ諸国に対する借款供与問題では、イギリスは譲歩せず、結局、借款の供与を拒否した。⁽⁴²⁾とはいえ、この協議により四大国会議を前にして英仏両国間の意見調整を行うことができたのであった。ところが、当初四大国による協議に好意的であったドイツ、イタリアは、会議を前にしての英仏二国間協議を知るやこれに不満をもち、ロンドン会議での姿勢を硬化させることになる。⁽⁴³⁾

四月六日から八日まで行われたロンドンの四大国会議には、フランス貿易相フランタン P. Flandin、ドイツ外務次官ビュロー B. von Bülow、イタリア外相グラディが出席し、イギリスのマクドナルド首相らと会談した。四国の代表ともドナウ地域の深刻な事態に早急に

対処する必要性については意見が一致したが、具体的方策をめぐっては対立するばかりであった。マクドナルドはこの会談で、ドナウ地域の危機は深刻であり、何らかの措置がとられなければドナウ諸国は経済的に破綻し、世界の諸問題がいっそう深刻化するであろうと発言し、四国一致の必要性を説いた。これをうけて、フランスのフランタンは、ドナウ諸国間で特惠制度を樹立することこそが必要であり、これによってドナウの経済は改善され、さらに新たな信用を供与することで信用回復が可能であると主張した。しかし、これに対してビュローは、実効性のある提案ならば賛成するが、特惠制度では効果がないと主張し、こうした会議では問題が解決できないとして世界的な協定の必要性を説いたのである。これをうけて、イタリア外相グラディは九カ国会議を提唱したが、この提案をビュローは支持し、ドイツもイタリアもフランスの主張に反対するという結果になった。イギリスのサイモン外相もマクドナルド首相も四大国による協議に大きな意義を認める立場から、独仏伊三国の代表の間に立って仲介役を務めようとしたが、結局成功しなかった。⁽⁴⁴⁾ 実際、ドナウの特惠制度ではドナウ地域の経

済的再建にわずかの効果しかもたらさないと、このビュローの主張は、的をえたものであり、また、ドイツは、何らかの見返りのないまま、自国の工業製品がチェコの工業製品にとって代わられるような特惠制度を受け入れることはできなかった。一方、イギリスは、ドイツがドナウ地域と緊密な経済関係をもつことを考慮に入れると同時に、議会選挙を控えたブリュネンゲ内閣の立場の弱体化を危惧して、ドイツに譲歩を迫ることができなかった⁽⁴⁵⁾。こうしてロンドン会議はその後の協議を約しただけで何ら成果なく終わることになる。これは、ドイツにとっては満足すべき結果であった。タルデュー・プランを葬り去ったことは、ドイツがドナウ・バルカンへ進出するうえで障害を作らずに済んだことを意味していた。逆に、イギリス、フランスは、この会議の失敗の結果、ドイツの南東欧への経済的進出に事前に歯止めをかける重要なひとつの機会を失うことになった。

六 ベオグラード小協商会議

四大国間交渉の成り行きに最も警戒心を抱いていたのは、チェコ外相ベネシュであった。ベネシュは、すでに

三月中旬にはこのような可能性を見通して微妙な発言をしていた。「小協商諸国の経済的利害を考慮すると、ドナウ諸国の提携によって経済困難を決定的に解決することはできない。しかし、「こうした試みには、」実現すれば小協商諸国への信用供与が容易になり、中欧に新しい協力の雰囲気を作られるという利点がある。小協商は急ぐことをせずに沈黙したまま、オーストリアとハンガリーを援助しようとする大国の目論見を小協商の利益となるように利用しなければならぬ。我々は、ドナウ連邦を望むが、ドナウの提携が存在しなくてもやっていけるのである」と彼は述べている⁽⁴⁶⁾。しかし、この時点では、ドナウ諸国の経済的再建問題に関する大国側からの何らかの支持、とりわけ大國間の合意を成立させるうえでのフランスの働きに対する期待が、小協商の側に存在していた。したがって、小協商は、小協商と諸大国、とくにフランスとの合意をまず重視する立場をとるのである。こうした立場から、ロンドン会議の失敗後の四月二日、オーストリア政府が、大國間でドナウの再建問題に関する合意が成立しない場合にはドナウ諸国が協定のイニシアチヴをとって大國に既成事実をつきだすという考え方

を小協商諸国に示したのに対し、小協商諸国は大国との協定の成立が不可欠であるとしてオーストリア政府の提案を拒否した。⁽⁴⁷⁾しかしながら、ロンドン会議の失敗後、ドナウ問題に関する諸大国間の何らかの協定成立の可能性がまったくなくなるにつれて、小協商諸国の姿勢も変化することになる。五月八日、危機感を強めたチェコ外相ベネシュはティトゥレスクに対し、次のように述べている。「今や、ドイツの経済的帝国主義に対する熾烈な闘いが始まっている。ドイツは、チェコと競合してチェコを経済的に破壊しようとしている。我々が小協商の同盟国に要望したいのは、経済的独立が問題になっていることを理解し、我々に援助を与えることである。しばらくは経済的利益が政治的利益のために犠牲にされるべきである。チェコには三三パーセントまで関税を引き下げ用意がある……。ルーマニアもユーゴスラヴィアも余剰農産物を処理しなければならず、そのために早急にドイツやイタリアと協定を結ばなければならないであろう。しかし、ドイツへ大量に売りさばくことは、ドイツから大量に買い入れることにつながる。ルーマニアやユーゴスラヴィアの余剰農産物の販路を保障することは、フラ

ンスの義務である……。我々が次の小協商会議でこの問題を取り上げ、我々が共同でフランスに働きかけることをしなければならぬ。⁽⁴⁸⁾」

ドナウ地域の経済的再編成が失敗に終われば、ルーマニアやユーゴスラヴィアが余剰農産物を大量に抱えているという現実から、ドイツやイタリアへ二国が接近するということはチェコには当然予想されたことであった。

チェコ外相ベネシュは、ドナウ五カ国間交渉を優先する原則が放棄され、大国の援助を利用して独自にドナウ地域の再編成を達成できる望みがなくなるや小協商内で何らかの手を打つ必要に迫られた。こうした措置を構じる機会となったのが、一九三二年五月中旬のベオグラードにおける小協商会議であった。この会議では、タルデュー・プランを以後、中欧の経済問題を交渉する際の基礎とすることが承認され、各国がそれぞれイタリアやドイツと緊密な経済関係を有していても、それは小協商にとってはわずかな意味しかもたないと言明された。また、小協商諸国は、ドナウ諸国の中で二国間の特惠協定を締結することに大国は反対できぬはずであるとして、ドナウ地域に対して大国が干渉せぬよう公式に要求したので

(49) ある。しかし、小協商諸国間にこのような合意が成立したとはいえ、この合意はドナウ地域の余剰農産物問題に有効な解決策を提示するものではなかった。(50) ドナウ諸国間の特惠関税制度だけでは余剰農産物は消費できなかつたからである。ドナウ諸国が通商面ではドナウ外の諸国に多くを依存していた状況下では、西欧諸国との取引の活発化こそが最も実際のなドナウ諸国の救済策であり、またドナウの危機的な金融状況を改善するものであった。五月の小協商会議におけるタルデュー・プランの受け入れと小協商諸国間での経済協力の合意の表明は、同プランの実現の見通しが暗くなった段階で、小協商の結束を誇示するものにすぎなかった。

結語

タルデュー・プランの失敗によって、ドナウ地域の包括的な経済的再建への希望は費え、包括的な解決をめざす試みはそのダイナミズムを喪失していった。経済的再建を進めるうえで、ドナウ地域がかかえる構造的矛盾は、金融面での依存関係と通商面での依存関係が大幅に違い違っていた点であった。(51) 小協商の場合をみても、金融面

で負うところの大きいフランス、イギリスに対する貿易面での依存度は低く、この面では、むしろドイツやイタリアの比重の方が大きかった。タルデュー・プランは、こうした経済的依存関係のずれがもつ矛盾を多国間で包括的な協定を結ぶことにより解消しようとする試みであった。また、タルデュー・プランに対するチェコの目論見は、このプランの実現によって、ドイツの経済力を国際的枠組の中に封じ込めて経済力が政治的武器として利用されることを事前に阻止するとともに、小協商のアクセス鍵であった経済協力問題を、小国間交渉を通じてドナウ五カ国協力を成し遂げることで一挙に解決しようとするものであった。しかしながら、構造的矛盾をかかえる経済的な依存関係に、政治的対立が折り重なったとき、そこには、政治的対立が障害となつてつねに経済問題の解決が困難になるという事態が生じた。恐慌期に緊急の解決を迫られるドナウの農産物余剰問題と金融問題は、ドナウ地域で多国間の経済交渉が下火になり、金融的援助のもつ意義が低下して農産物の市場問題が浮上するにつれ、二国間の通商協定を武器にしたドイツが、ドナウ・バルカンへの経済的進出を遂げ、影響力を増大してい

くことになるのであった。また、小協商は、その経済的崩壊を阻止しようとするメキシコの意図にもかかわらず、小協商内で試みられた経済協力は目立った成果をあげないまま経済面での関係弛緩を強めていくことになった。こうした趨勢の起点として、タルデュー・プランの失敗は、その後の国際政治の展開に大きな負の遺産を残したのである。

(一) 刊行史料として、*Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945*, Serie B, 1925-1933 (ADAP 巻)、『Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, 2nd Series (DBFP 巻)』、『Documents diplomatiques français, 1932-1939, 1^o série (DDF 巻)』、『Foreign Relations of the United States (FRUS 巻)』などがあるが、DDF は、当該の時期は未刊行である。DBFP は、ソナウの経済連邦問題に関する重要史料を含んでいる。ADAP の FRUS の、本稿に関連した史料はわずかにある。東欧の史料として、N. Titulescu, *Documente diplomatice, Bucureşti*, 1967. (DD 巻)、『Zahrantní politika, Praha, 1931, 1932. 本稿が引用している大部分は東欧連邦の歴史書として、A. Gajánová, *ČSR a středoevropská politika vechnoci (1918-1938)*. Praha, 1967. V. Soják (red.) *O československé zahraniční politice 1919-1939.*

Sborník statí. Praha, 1956 G. Juhász, *Hungarian Foreign Policy 1919-1945*. Budapest, 1979. G. Ránki, *Economy and Foreign Policy*. Boulder, 1983. E. Campus, *Mitteleuropa*, Bucureşti, 1968. M. Vanku, *Mala Antanta 1920-1938*. Titovo Užice, 1969. V. Vinaver, *Jugoslavija i Mađarska 1919-1933*. Beograd, 1974. V. Bystrický, L. Deák, *Evropa na prelome. Diplomatské a politické události v letech 1932-1933*. Bratislava, 1973. V. Bystrický, "Le plan Tardieu sur la structure économique des pays danubiens en 1932 et la Tchécoslovaquie," *Studia historica slovacca*. VIII, 1975, p. 73-109. 他は、Titulescu, N. Iordache, *La Petite Entente et l'Europe*. Genève, 1977. O. Carmi, *La Grande-Bretagne et la Petite Entente*. Genève, 1972. F. G. Campbell, *Confrontation in Central Europe*. Chicago, 1975. J. Gahl, *Austria, Germany and the Anschluss*. Cambridge, Mass, 1962. H.-P. Höpfer, *Deutsche Südsteuropapolitik in der Weimarer Republik*. Frankfurt am Main, 1983. Peter Krüger, *Die Außenpolitik der Republik von Weimar*. Darmstadt, 1985. H. Sundhaussen, "Die Wirtschaftskrise im Donau-Balkan-Raum und ihre Bedeutung für den Wandel der deutschen Außenpolitik unter Brüning," *Aspekte deutscher Außenpolitik im 20. Jahrhundert*, hrsg. von W. Benz und H. Graml. Stuttgart, 1976. S. 121-164. H.-J. Schröder,

- “Deutsche Südosteuropapolitik 1929-1939.” *Geschichte und Gesellschaft*, II, 1976, S. 5-32. Jacques Bariéty, “Der Tardieu-Plan zur Sanierung des Donaaraums (Februar-Mai 1932).” *Internationale Beziehungen in der Weltwirtschaftslehre* 1929-1933, hrsg. von J. Becker und K. Hildebrand. München, 1980. S. 361-388.
- なお、フランスと東欧関係の第一人者マンニエリは、未刊史料を充分に利用してタルデュー・ブランを「ヨーロッパ」のフランスと三國間関係の観点から見事に論じている。P. Wandycz, *The Twilight of the French Eastern Alliances 1926-36*. Princeton, 1988. pp. 222-229. 本論文は、ドーンの南東欧政策を念頭に置きながら、小協商に焦点を当てた点で、いづれも独自の視点を提示できたと考えられる。
- (2) 東欧における経済外交の概略として、拙稿「独立東欧の国際関係」(木戸蕨・伊東孝之編『東欧現代史』有斐閣、一九八七年)を参照。
- (3) ドーンの新しい動きには、東欧での農業プロレタリア創設の試みへの対応として意味を帯びた。G. Ránki, *op. cit.*, pp. 65-66. H.-P. Höpfer, *a. a. O.*, S. 250-251.
- (4) H.-J. Höpfer, *a. a. O.*, S. 264. V. Soják, *cit. práce*, str. 180.
- (5) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 460. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 290. G. Juhász, *op. cit.*, p. 100.
- (6) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 468. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 290-291.
- (7) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 465. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 291.
- (8) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 468. V. Bystričný, *op. cit.*, p. 84.
- (9) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 468.
- (10) V. Bystričný, *op. cit.*, p. 84.
- (11) G. F. Campbell, *op. cit.*, p. 229.
- (12) A. Gajanová, *cit. práce*, str. 289. V. Soják, *cit. práce*, str. 182. V. Bystričný, *op. cit.*, p. 82-83.
- (13) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 469.
- (14) V. Vinaver, *nav. delo*, str. 467, 469-471.
- (15) G. Juhász, *op. cit.*, p. 100.
- (16) A. Gajanová, *cit. práce*, str. 295. V. Vinaver, *nav. delo*, str. 472.
- (17) V. Bystričný, *op. cit.*, p. 83. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 295.
- (18) V. Bystričný, *op. cit.*, p. 87. V. Bystričný, L. Deák, *cit. práce*, str. 57.
- (19) ただし、ルーベリムのガラシイキらからは東方のソ連と対するチェコの案が「非公式なソ連では、作業が行われていた。E. Campus, *op. cit.*, p. 95.
- (20) V. Bystričný, *op. cit.*, p. 87-88. V. Bystričný, L.

- Deák, *cit. práce*, str. 57-58.
- (16) 小協商の行った税関の調査は E. Campus, *op. cit.*, p. 85 を参照。小協商側のこうした意図の背景には、オーストリア＝ハンガリー帝国の再興への警戒心があった。*Ibidem*, p. 102.
- (23) *DD*, p. 428. V. Bystrický, *op. cit.*, p. 89. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 59.
- (23) タンネターに引くは J. Bariéty, *a. a. O.*, S. 371-373. タンネターは、五月に選挙を控えて、個人的野心を誇るべき問題にこだわった。*Eoanda*, S. 373.
- (23) *ADAP*, Serie B, Bd. XIX, Nr. 254. オーストリアの選挙の分析と投票の調査は *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 4 を参照しよう。
- (23) V. Bystrický, *op. cit.*, p. 90. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 60.
- (23) H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 146. H.-P. Höpfer, *a. a. O.*, S. 161-162. V. Bystrický, *op. cit.*, p. 90. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 60-61.
- (23) V. Bystrický, *op. cit.*, p. 91. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 61-62. 本稿は、交渉の詳細については未刊行の一次資料にアクセスした東欧の研究者に多くを負っている。この報告は、彼らに、オーストリアとの関係から考慮して、自己の立場をきや正当化したものと見てよい。
- (23) V. Bystrický, *op. cit.*, p. 92. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 62. 西歐諸国の研究は、この小さな小国側が示す慎重かつ待機主義的な行動様式を考慮せずに史料解釈を行う、小国側の考慮を誤って解釈しがちである。
- (23) V. Bystrický, *ibidem*. V. Bystrický, L. Deák, *kamězí. práce* は、オーストリアの主張を受け入れたのは、問題であるが、オーストリアの動きを決定するコンメンタールの主張の外にはない。H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 148. コンメンタールは、特設制度と、関税同盟のやうな政治的意味合の強さ、組織とを区別している。オーストリアの関税同盟は、オーストリア文書であった。ハリハチの認
- (23) タンネター・トラングレンの提長の建議は *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 10, *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinete Brüning I. u II.* Bd. III. Boppard am Rhein, 1990. Nr. 693, S. 2357. (以下 *ADR. Brüning*. 参照)
- (23) タンネターの共同承認を要する動議は *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 6 及び Nr. 28, S. 62.
- (23) *DD*, p. 409-411. *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 25, Nr. 35. *ADR. Brüning*. Bd. III, Nr. 693, S. 2358-2359.
- (23) 関係各国の対応は、主に、未刊行史料を用いた以下の研究に負う。H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 147-148. H-

- P. Höpfer, *a. a. O.*, S. 283-285. V. Bystrický, *op. cit.*, p. 93-98. V. Bystrický, L. Deák, *cit. práce*, str. 62-68.
- A. Gaĵanová, *cit. práce*, str. 294. V. Soják, *cit. práce*, str. 189-192. O. Carmi, *op. cit.*, p. 184-193. N. Iordache, *op. cit.*, p. 137-144. タルデュー・ブランの崩壊後の親分支配 *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 16, Nr. 23.
- (45) ヲソコトノ交渉経過ニ付テ D. Grandi, *La politica estera dell'Italia dal 1929 al 1932*, Roma, 1985, p. 424.
- (46) O. Carmi, *op. cit.*, p. 188. H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 147.
- (47) Carmi, *ibidem*. H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 148.
- (48) V. Soják, *cit. práce*, str. 191-192.
- (49) O. Carmi, *op. cit.*, p. 191-192.
- (50) O. Carmi, *op. cit.*, p. 189-190.
- (51) V. Soják, *cit. práce*, str. 191.
- (52) A. Gaĵanová, *cit. práce*, str. 294. N. Iordache, *op. cit.*, p. 138.
- (53) O. Carmi, *op. cit.*, p. 193. タルデュー・ブランの文書に依拠シテ
- (54) *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 23, Nr. 28, Nr. 33 及 Nr. 37 及び参照せよ。
- (55) O. Carmi, *op. cit.*, p. 193. N. Iordache, *op. cit.*, p. 146. 因大國各體に因テ其並ニ *ADAP*, Serie B, Bd. XX, Nr. 44, Nr. 62. *Adr. Brünning*, Bd. III, Nr. 718, S. 2440-2441. *FRUS*, 1932, I, 858.
- (56) O. Carmi, *op. cit.*, p. 196-197. N. Iordache, *op. cit.*, p. 139.
- (57) *DD*, p. 408. タルデュー・ブランの親分支配の交渉経過ニ付テ *FRUS*, 1932, I, 851, 859.
- (58) *DD*, p. 416-418.
- (59) *DD*, p. 428-429. タルデュー・ブランの交渉経過に對テ其支持トシテ變化がなされしニ付テ *FRUS* 及びタルデュー・ブランの交渉経過再建築を詳解シテタルデュー・ブランの親分支配ニ付テ N. Iordache, *op. cit.*, p. 144-145 参照。
- (60) A. Gaĵanová, *cit. práce*, str. 296. N. Iordache, *op. cit.*, p. 146. V. Soják, *cit. práce*, str. 191.
- (61) M. Vanku, *nav. dolo*, str. 67.
- (62) H. Sundhassen, *a. a. O.*, S. 160.
- (付記) 本稿作成にあたりは、資料および情報の入手に關シテ、柴 宣弘氏、萩原 直氏、林 忠行氏に好意を賜つた。記して謝意を表した。
- (日本學術振興會特別研究員)